

## 「離職後の被扶養者申請のご案内」

### 【申請方法について】

「健康保険被扶養者異動届」「離職後の被扶養者申請に関する確認書」を事業所経由で申請してください。雇用保険の受給に関し、下記の書類の提出が必要となります。

提出する書類	雇用保険	a 受給資格なし	b 受給放棄	c 受給予定	d 受給延長
入退社日の確認できる証明書 (写)		△			
雇用保険被保険者離職票—1・2 【原本】		△	△	○	○
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書【原本】		△	△		
雇用保険受給資格者証（両面） (写)				○	
受給期間延長通知 (写)					○

△・・・いずれか1点提出 ○・・・必ず提出

【原本】は組合で確認後、返却いたします

### 【雇用保険について】

- a 受給資格なし ⇒※雇用保険未加入の場合や、加入していたが加入期間が不足などの理由により受給資格のない方
- b 受給放棄 ⇒雇用保険受給資格はあるが、給付金の受給を放棄される方
- c 受給予定 ⇒再就職の意思があり、給付金を受給される方
- d 受給延長 ⇒妊娠・出産・育児・病気・介護などの理由により受給を延長される方

【提出する書類について】申請後、書類がお手元に到着次第、速やかに組合に提出してください。

- ・入退社日の確認できる証明書 ⇒事業主が交付する証明書  
※未加入の場合は、雇用保険に加入していなかった事業主証明もしくは退職時の源泉徴収票か給与明細書にて雇用保険未加入であるとの確認が別途必要となります
- ・雇用保険被保険者離職票—1.2 ⇒退職後、事業主より発行
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ⇒退職後、事業主より発行
- ・雇用保険受給資格者証（両面） ⇒求職申し込み後、ハローワークより発行
- ・受給期間延長通知 ⇒受給延長手続き完了後、ハローワークより発行